

カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会(第1回) 議事録(案)

- 日時： 平成 23 年 4 月 28 日 (木) 14:00～16:30
- 場所： ルポール麹町 サファイア 2 F
- 出席者： 新美座長、明日香委員、大島委員、奥委員、麴谷委員、篠崎委員、田村委員、藤田委員、山本委員 (欠席： 武川委員)
- 事務局： 環境省 上田室長、吉野補佐、三好補佐
(社)海外環境協力センター 佐々木主席研究員、長谷主任研究員、細埜研究員
- 議事次第： 1. はじめに
2. カーボン・オフセットの取組に係る現状と今後の検討の方向性について
3. カーボン・ニュートラルについて
4. その他

0. 開会

事務局： それでは、定刻となりましたので只今から「第 1 回カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催致します。本日は、公開での開催であり、議事につきましては議事録をホームページ上にて公開致しますのでその旨ご了承願います。私、事務局を務めます海外環境協力センターの細埜と申します。宜しく願い致します。まず、開会にあたりまして、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室上田室長よりご挨拶させていただきます。

●環境省上田室長挨拶

環境省の上田でございます。この度は、お忙しいところ「第 1 回カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」にご参画いただきましたことを心より御礼申し上げます。開催にあたりまして、一言簡単にご挨拶させていただきます。今回のこちらの検討会はオフセットを如何に活性化させていこうかという点を考える検討会でございます。これまで 2 年にわたり環境省と事務局を務める気候変動対策認証センターでは、カーボン・オフセットの制度運営を行ってまいりました。カーボン・オフセットは、自分がどれほど排出しているかを測り、削減努力をしてそれでも残ってしまった排出量を相殺するという、温暖化対策のおよその全てエッセンスがこの一連の取組に入っております。この一連の取組を繰り返すことによって、効果的に温室効果ガスの削減に取り組んでいただける、非常に有用なツールであると考えているところでございます。カーボン・オフセット認証制度につきましては、制度の発足以来、多くの方々のご助言、ご支援をいただきながら進めてきており、その活性化についても様々な議論を重ねてきたところであります。昨年度は、本日この検討会でも座長をお願いしております新美座長に座長を務めていただき、イベントのオフセットについて市町村や環境とは距離のあるの方々を含めて如何に簡単に取り組んでいただくことができるか、という観点から検討を行い、イベントのオフセットをより容易に行えるようにするための手引きを作成し、成果を得たところであります。昨年度は、テーマをイベントのオフセットに絞りましたが、今年度はその検討対象を、広く活性化全体に広げ、色々な地域や民間での取り組みをもとに、色々なアイデアを出し合っ、より幅広くオフセットの活性化の取組について自由に議論する場を設けるのがひとつの狙いです。もう一つの狙いは、当検討会のタイトルにも「カーボン・ニュートラル」と付いておりますが、英国をはじめ世界でも多く取り組まれており、また日本でも我々が把握しているだけでも 10 件以上の「カーボン・ニュートラル」と掲げる取組が広がっています。これは、カーボン・オフセットの一つの発展型ということでより多くの効果が望めることから、我々としてもカーボン・ニュートラルはどのように取り組んで行けば良いのか、また、どうすればより多くの方々に取り組んでいただける、取り組み易いものになるのかという視点を持って、少し掘り下げて議論をしたいと思っております。この 2 つの柱を大きなテーマとして、今回お忙しい中皆様をお願いして当検討会にご参画いただいた次第であります。我々も色々な方々からアイデアをいただきながら、こちらの検討会にご参画いただいている委員のみならず、その他の事業者の方やサポートいただいている様々な団体の中からもアイデアをいただきながら、次のオフセット活性化の

アイデアをまとめていければ良いと思います。後で検討会の趣旨の説明がございしますが、できれば夏頃までには一定の方向性のようなものを見い出せればと考えております。駆け足の議論になるかと思いますが、我々も精一杯皆様のアイデアに付いていけるように努力し、作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い致します。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

●委員紹介

事務局： それでは、続きまして、委員のご紹介をさせていただきますが、本日お集まりいただきました方々を含めまして、当検討会委員名簿は資料1の別紙として添付させていただいております。座長は、新美委員にお願いをしております。また、本日は武川委員のみご欠席というご連絡を頂いております。それでは、以降の進行を新美座長にお願い致します。宜しくお願い致します。

新美座長： 新美でございます。宜しくお願い致します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして有難うございます。また、今日は急に気温が上がって参りましたので、政府は5月1日からクール・ビズと言っていますが、是非それぞれのご判断でクール・ビズを適宜行っていただければと思います。只今、上田室長のご挨拶にもありましたように、カーボン・オフセットを活性化して、それがカーボン・ニュートラルに行き着くことが狙いの一つであると思いますが、それに向けての活発なご議論をお願いしたいと思います。それでは、事務局から配布資料の確認をお願い致します。

●配布資料の確認

事務局： 資料1から資料4までございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

新美座長： よろしいでしょうか。資料の過不足がなければ、議事に入ることに致します。

1. はじめに

新美座長： まずは、資料1に基づいて、当検討会の設立趣旨の説明をお願い致します。

●環境省（吉野補佐）より資料1説明

環境省市場メカニズム室の吉野でございます。宜しくお願い致します。資料1についてご説明させていただきます。まずは、当検討会の趣旨でございますが、先ほど室長からの挨拶にもありましたように、カーボン・オフセットの取組は、国内外で注目されており、その件数は年々増えています。海外でも、従来の取組を更に進め、排出量の全量をオフセットするカーボン・ニュートラルが注目され、各地で新しい動きが見られる状況であります。また、カーボン・オフセットの意義ですが、温室効果ガスの削減だけではなく、削減等のプロジェクトに対する投資や地域雇用の促進、地域の振興・活性化等の効果も期待できるため、一層の活性化を検討することが重要であると考えております。そのため、カーボン・オフセットの一層の活性化について、海外での新たな動きも取り入れながら、検討を行うということでございます。

現行のカーボン・オフセットに係る制度に対し、環境省ではこれまで指針や認証基準等を策定し、それに基づく認証制度が立ち上がり運用されております。これら基準類の改定や新たなカーボン・ニュートラルに関する基準の策定等も視野に入れて、具体的には資料1の2ページにある通り大きく2つ、「カーボン・オフセットに係る制度の改善」と「カーボン・ニュートラルの認証」についてご議論いただければと考えております。「(1)カーボン・オフセットに係る制度の改善」につきましては、まず排出量の算定、クレジットの取得等、カーボン・オフセットの取組の一連の過程における概念・基準の明確化等による、認証制度の申請者にとっての利便性の向上があります。2つ目として、ラベリングの工夫、いわゆる「オフセット商品」に係る基準の標準化等による、消費者への理解の浸透を図っていくことがございます。3つ目としましては、CO2削減効果以外の環境配慮の観点の取り組みや環境以外の地域活性化の効果等も含め、取り組みを高付加価値化していくこと、そして、4つ目に、カーボン・オフセットの普及促進母体、現行のものも含めた活性化や認証を行う主体についての考え方の整理を行い、地方公共団体や民間の様々な主体に取り組みを広げていくということでございます。

資料1の2ページ目にあります「(2)「カーボン・ニュートラル認証」については、(1)の3つ目の「高付加価値化」の一部かも知れませんが、カーボン・ニュートラルという考え方の整理につきまして、国内外の取り組み事例

を踏まえて、検討していくということでございます。検討会のスケジュールにつきましては、上田室長から申し上げました通り、駆け足ではございますが、夏頃までには中間的な取りまとめを行いたいと考えています。

新美座長：有難うございます。それでは、只今の本検討会の設立趣旨、言わば我々委員に対する TOR (Terms of Reference: 仕様事項) でございますが、何かご質問やコメントがございましたら、よろしくお願い致します。

【質疑応答】

特になし。

新美座長：よろしいでしょうか。また後々色々な所で出てくると思いますので、こちらを念頭に置いていただき、ご議論をお願いしたいと思います。それでは、続きまして、「議題 2 カーボン・オフセットの取組に係る現状と今後の検討の方向性について」事務局からご説明をお願い致します。

議題 2. カーボン・オフセットの取組に係る現状と今後の検討の方向性について

●事務局（長谷）より資料 2 説明

それでは、お手元に「資料 2 カーボン・オフセットの取組に係る現状」パワーポイントのスライドをご用意いただければと思います。こちら 60 枚に渡る資料になっていますが、本日は時間も限られていますので少し簡単に説明させていただきます。まず、資料 2 の目的ですが、これから議論していただく課題の抽出のための基礎情報という視点でご覧いただければと思います。また、この情報も完全ではございませんので、今後第 2 回、第 3 回と検討を続けていく中で、より適切な情報、或いは、こういった視点で分析した情報があると良いのではないかと等のご意見を資料の説明後に伺えればと考えております。実質的なご議論につきましては、議題 3 以降で行っていただければと考えておりますので、この資料 2 では現状の情報、データの確認という視点で聞いていただければと思います。

こちらの資料は 2 部構成になっています。前半は日本の状況を説明しており、後半は参考までに海外の状況を説明しております。一枚目をめくっていただきますと、日本における取組の現状を 1 番から 5 番の項目に分けて説明してございますが、1 番から 3 番は、基本的に文字情報として読んでいただければと思いますので、少し駆け足で説明をさせていただきます。4 番と 5 番についてデータやグラフの情報につきましては、少し時間を割いて状況を説明したいと考えております。

それでは、スライド 3 をご覧ください。「カーボン・オフセットとは？」とありますが、こちらの検討会にご参加いただいている皆様はほぼご存知でいらっしゃると思いますが、環境省では知って、減らして、オフセットするという 3 つのステップを非常に重要に考えております。スライド 4 は、カーボン・オフセットの仕組みをお金の流れという観点から説明した資料でございます。一番はじめにどこをスタート地点にするかによって説明の仕方も変わりますが、例えば、皆様が消費者や企業としてカーボン・オフセットの商品を購入したとします。このお金が回り回ってこの場合、京都クレジットとなりますが、途上国で行われている削減・吸収プロジェクトにお金が行き、より一層の削減活動が促進されていくことを表した図でございます。次のスライド 5 枚目「カーボン・オフセットの事例」ですが、皆様よくご存知のカーボン・オフセット年賀状の他にも様々な取組が行われています。後ほど、この事例数につきましては、グラフを用いて改めて説明させていただきます。スライド 6 枚目のカーボン・オフセットの意義と効果ですが、カーボン・オフセットを促進する背景として、カーボン・オフセットを通じて一人一人が排出量というものがコストであると認識して、自分ごととして捉えることが、温暖化対策に取組の契機となるのではないかと、また、オフセット商品は一般の消費者が手にとるものにもなり得るので、国民全体で促進していくきっかけになるのではないかと、2 点目が、先ほどスライド 4 にもありましたが、この活動を通じて、お金の流れが起きる、そして様々な人が関わることによって雇用促進や地域活性化に繋がるということが、オフセットの意義と効果となります。

次に「I-2 カーボン・オフセットに関する制度の概要」ですが、こちらがこれまで環境省が中心となって取り組

んできたカーボン・オフセット制度の概要でございます。スライド 9 では、2008 年 2 月に発表された「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について」いわゆる指針を紹介させていただいております。こちらの指針を作る際にも、本検討会にご参画いただいている何名かの委員に知見を賜りました。こちらの指針に基づいて現在運営されている2つの制度について次のスライドで簡単に図示しております。排出量の埋め合わせと埋め合わせに使う削減の活動、この二つを組み合わせたような形になっております。左側が排出量の認識、削減努力、その後クレジットで無効化をするという一連の取り組みを認証するという「カーボン・オフセット認証制度」。右側が、削減活動・吸収活動をクレジットとして評価する制度の「オフセット・クレジット(J-VER・ジェイバー)制度」となっております。これらの制度を行うに当たり、環境省では様々なガイドラインを策定しておりますので、スライド 10 をご確認ください。スライド 11 では市場流通型と特定者間完結型と大きく二つに分かれているカーボン・オフセットの類型をご説明いたします。市場流通型という意味は、商品に付いている環境価値の基であるクレジットが市場を通じて第三者の間に流通するということでございます。もう一つの特定者間完結型は、様々な形がございますが、例えば旅行に行った先で植林をして、その木が育って排出の吸収量となるというような取組を意味しております。こちらの類型は、今後の説明でも何度も出てくるのでこのような考え・整理のもと類型化されていることをご理解ください。

続きまして、スライド 12 については、カーボン・オフセットの一連の取り組みを認証する制度を示しています。信頼性のあるカーボン・オフセットの取組の推進のために、環境省が認証基準を策定し、それに基づき気候変動対策認証センターが事務局として行っている制度であります。取組の一連が認証されますとスライド 12 の右下にあります認証ラベルが付与されます。

スライド 13 では、このラベル制度の中に設けられている「あんしんプロバイダー制度」についてご説明しております。これは、先ほど別のスライドの一連の資金の流れの説明の中にもございましたが、クレジットの取り扱いを中心に行う事業者を対象にした制度でございます。こちらの制度では、クレジットの取り扱いを事業者がどのような手順で行っているか、管理体制はどのようになっているか等環境省の基準類と照らし合わせて適正に行われているかという点につき一定の確認を行い、気候変動対策認証センターのウェブサイトプロバイダーの情報の公開を行うという情報公開制度になります。現在、12社があんしんプロバイダー制度の参加事業者であります。

スライド 14 と 15 につきましては、昨年度環境省が新たに策定したガイドラインの説明となっております。一つ目は、冒頭に上田室長からご紹介もありました「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」です。そして、二つ目が「特定者完結型カーボン・オフセットガイドライン」でございます。

スライド 16 からは、削減と吸収活動を評価するオフセット・クレジット J-VER 制度の概要で、図を用いて説明しています。こちらは、17 ページにございますように、大きく分けて削減系と森林を活用した吸収系の方法論に基づいてクレジットが認証・発行されています。

スライド 18 では、現在登録されているプロジェクトの件数とその中でクレジットを一般の方が買いたい場合に購入可能な状況になっているクレジットのトン数を示しています。上の円グラフ「プロジェクト種類別登録プロジェクト数」で示されるように、森林吸収系は全体の約 6 割を占めています。方法論の割合で言いますと森林吸収系は少ないのですが、実際に登録されているプロジェクトは森林が非常に多くなっているのが現状です。登録されているプロジェクトのうちの約 3 分の 1 強が、クレジットとして現在認証されて市場に流通されている、或いは流通し得るというものです。

スライド 19 では、全国でどれほど J-VER プロジェクトが行われているかをご覧ください。スライド 20 は、オフセット・クレジット制度中に組み込まれている「都道府県 J-VER プログラム認証」の紹介です。地方公共団体が主体となった制度をプログラムとして認証しています。現在のところ、新潟県と高知県の 2 つの県が主体となっている制度が認証されています。こちらから発行されたクレジットは、J-VER と同じく J-VER 登録簿にて管理されますが、シリアル番号・呼び名の記載内容が異なった形で管理されています。

スライド 21 から 23 につきましては、J-VER を使ってカーボン・オフセットを行ったり、ラベルを取得している事例の紹介です。23 ページに事例の一覧がございますが、現在は、イベントや商品、様々な所で J-VER というクレジットとこのラベル認証制度がリンクして活動が行われていることがご覧いただけだと思います。

続きまして、スライド 24 については、J-VER のオフセット以外での活用・使い方のご説明です。温室効果ガス算定・報告・公表制度で、調整後温室効果ガス排出量を申告する際に、J-VER を活用することが可能です。なお、

調整後と言いますのは、本来の実排出量から、クレジットを無効化した分を差し引いて報告することができるものであり、そのクレジットとして J-VER が認められています。

スライド 25 では、これまでカーボン・オフセットの普及・促進に係る環境省の一連の活動を年表にまとめたものです。本日のオフセット活性化検討会が最新の動きとなります。

スライド 26 からは、これらカーボン・オフセット制度を普及するために作られた団体を紹介しています。26 に全ての団体の関係図がございますが、民間や地方公共団体等様々な立場から団体が設立されています。

スライド 30 と 31 では様々なイベントの紹介をさせていただいております。先の団体に参加していない方々・事業者・市民へカーボン・オフセットを知っていただく機会の提供や、クレジットの供給側と需要側の交流の場の提供のために開催された「カーボン・オフセット EXPO」というイベントや、カーボン・オフセットの取組、仕組みや制度の理解促進のための研修等を行っています。

スライド 32 から 34 では、環境省の制度だけではなく、様々な制度が地方自治体レベル或いはその他のレベルでも起きていることを紹介しております。

スライド 33 にございますが、環境省基準に基づくカーボン・オフセット認証制度のようにオフセットの取組を審査するものとして、山口県や新潟県のモデル事業があげられます。また、J-VER 制度のように CO2 削減・吸収量等を認証するものとして、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)、国内クレジット制度やグリーンエネルギー認証制度がございます。また、以下の表は日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)という自治体の情報プラットフォームのウェブサイトから自治体で取り組まれている同様の制度などを抜粋し掲載させていただきました。スライド 33 の中で一点修正があります。地方公共団体の様々な取組の中で岩手県の森林 CO2 吸収量認定制度に「(仮称)」とありますが、今年の1月で正式に公表されていますので、「(仮称)」を削除していただきたいと思っております。また、これらの取組はあくまで事務局が把握できたもののみ掲載させていただいているということを補足させていただきます。

スライド 34 については、カーボン・オフセットとの関連施策とありますが、それぞれのステップ、システムの中、制度間で連携の可能性があるのではないと思われる制度も様々な存在しています。こちらに上げているものは決して全てを網羅している訳ではございませんが、例えば、温室効果ガス算定・報告・公表制度では算定のためのマニュアルを出しているの、そのマニュアルをそのまま排出量の認識を行う際に使うことができるのではないかと。或いは、そこで、毎年度排出量を報告しているので、排出量が減っているのであれば、それを削減努力として評価して使うことができるのではないかと。また、国土交通省の方で交通・観光カーボン・オフセットガイドラインの策定及び支援システムがありますが、そちらでも様々なガイドラインやシステムを構築しているので、それと連携する可能性があるのではないかと。或いは、カーボン・フットプリント制度の排出量算定に関する情報等を利用できないかなど、関連施策をお示しているのがこの表であります。下にあります、その他関連制度は、東京都や埼玉県で行われているキャップ・アンド・トレード型の制度その他の制度の中で、幾つか国内で生み出されたクレジットを使った動きがあるので、連携、或いは、ここからいただけるアイデアもあるのではないかと考えております。

続きまして、日本の取組では最後となりますが、スライド 36 は、現在のカーボン・オフセットの取組状況です。カーボン・オフセット認証ラベルの取得の有無に関わらず、民間のデータソース等を調べて、カーボン・オフセット或いはその文言を使っていなくてもオフセットの仕組みを利用していると思われるものを調べたものです。2010年12月の状況でやや古いデータで恐縮ですが、997件が出ています。棒グラフの横に「区分別取組事例数と認証件数の比較」という表があり、ここでは997件を区分しています。緑色のラベルマークの方は、今までカーボン・オフセット認証制度で認証された区分ごとの件数を入れており、その右隣の「割合」は、認証ラベルを取得している件数が世の中のカーボン・オフセット件数に対しどれ程の割合を占めているかを示しています。

下の段では、地方公共団体で非常に多くの取組が行われていますが、カーボン・オフセット認証制度への申請では、地方公共団体が主体となった案件は2件に留まっています。業種別で見ますと、製造業や卸売、小売業が非常に多くなっています。これは、一般の消費者がカーボン・オフセット商品を手に入る機会が増えていることを表しているのではないかと考えられます。

スライド 37「日本のカーボン・オフセット取組状況」については、「カーボン・オフセットを知っていますか？」という円グラフがあります。これは、そもそも環境に関心がある人が参加するイベントでの結果なので、一般的な認

知度はより少ない数字になるのではないかと考えています。また、企業の方での取組状況では、全体の約三分の一或いはそれよりも少ない割合の方が「取り組んでいる」、「今後実施する予定である」と回答していますが、それ以外はそれほど積極的ではないということが表れています。こういった取組を行う際に望まれる支援とは何かという質問に対して「相談支援」と「先進的な取組事例の紹介」の回答が多く、カーボン・オフセットの取組自体がまだ認知されていない、どのような情報が必要か情報が足りないことが推測できます。

スライド 38 の円グラフでは、カーボン・オフセットに利用されるクレジットの種類を示しています。一番は、京都クレジットの一種である CER で、途上国で行われたプロジェクトから出てくるクレジットを使っているものが非常に多くなっています。一方の国内の J-VER の認証量は、41,732t-CO₂ の中の合計取引量を別途データとしてとっていますが、認証され取引されている量の割合は、認証量合計の約 20%にとどまるという結果が出ています。同じスライドの左下に「オフセットの取組みに費用を払う場合、気になる情報」とございますが、環境関連のイベントの一般の参加者でオフセットをされるに当たってどのような情報が気になるかを伺ったところ、「投資先プロジェクトの進行状況」や「支払ったお金がちゃんと投資されているか」という状況に高い関心があることが分かりました。そもそも J-VER 制度が立ち上がった経緯にも、途上国で行われているプロジェクトと言われてもあまりピンと来ない、それよりも自分が出資した県の森林でプロジェクトが行われているということであれば是非それを買って応援したいという意見もあり、投資先のプロジェクトの状況、自分のお金がどのように使われているかが、一般の消費者の高い関心となっていることを表すデータであります。

スライド 39 で示されるように、J-VER の参考気配値の調査と価格の傾向で排出削減系は 6,900 円、吸収系が 9,729 円ですが、こちらは実際に取引される際の手数料や何トンで売られるかという単位によって実取引価格は高くなっている可能性があります。一方京都クレジットの平均価格は、一トン当たり 1,584 円という値になっており、J-VER と価格差があることがわかります。

スライド 40 については、世の中に出回っているオフセット商品のうち、カーボン・オフセット認証をとっているものは 10%未満と非常に少ない状況であります。仮に全ての商品が認証をとったという仮定のもと試算したものが中央の表になります。こちらの認証案件平均オフセット量として出している数値は、これまで認証された案件のうち、明らかに他のものとはオフセット量が違うものを排除したうえ計算しております。こちらの数値は一商品当たりではなく、一案件につきという値ですので、一案件の中には例えば売上 6,000 個を想定しているもの等色々な売上個数の数字もありますため、その点ご了承いただいた上で数字をご覧ください。これらの前提のもとではございますが、この数値をもとに国内でのオフセットの取組を計算をいたしますと、年間約 43 万トンがオフセットされていることとなりますが、京都議定書目標のマイナス 6%の内、京都メカニズムでの確保分 1.6%と比較すると約 2.2%という数字がでております。

続きまして、スライド 41 枚目以降は海外の制度の紹介となります。本日一つずつの説明は割愛させていただきますが、スライド 42 にあるように色々な取組が行われています。点線で囲っているものが、カーボン・オフセット等認証制度と類似したもの、囲っていないものは J-VER 制度に類似したものです。なお、一点修正ですが、42 ページの右側に「Voluntary Carbon Standard」とありますが、「Verified Carbon Standard」に名称変更されておりますので修正をお願いいたします。なお、続くスライド上では既に修正しております。

スライド 44 から 49 までがカーボン・オフセットの認証等の制度例を挙げております。オーストラリア、イギリス、ニュージーランド、米国等様々な所で様々な制度が立ち上がっています。スライド 51 と 52 はクレジット制度の説明になります。スライド番号 51 の VCS につきましては、削減・吸収量が真の吸収・削減量であることに重点を置いており、対象プロジェクト分野も非常に広く、VER の世界の中の先駆者的な制度であります。

また、スライド 52 のゴールド・スタンダードは、削減・吸収量よりも、持続可能な発展に資するかどうかという点に重点を置き、そのための基準を設けてクレジットを認証しています。それぞれの制度の目的によって重点が異なりますので、恐らく、今後のオフセット、またニュートラルの制度では、どこに重点を置くかを考えなければならないことを示唆しているのではないかと思います。

スライド 54 ではカーボン・オフセット認証制度に類似した制度で、どれくらいの認証事例があるかを数値で表しています。こういった制度の政府担当者等にヒアリングした結果を下にまとめております。この中に「使用可能なクレジットの再整理」とありますが、特にイギリスで行っているラベル制度では現在 VER の使用を認めていません。しかしながら VER の方が、ボランティアなオフセットには使い易いということで、申請案件数が非常に限られ

ていることが現状です。そのために、VER も視野に入れた方が良いのではないかという議論が起きているようです。全体的には、申請から認証までの手続きの効率化、これは日本の制度にも通じるものであると思いますが、また、カーボン・ニュートラルというオフセットの取組をより拡大したものに対する基準、制度の設置が検討課題として認識されています。

スライド 55 は、世界全体の取引量の規模を示しています。ここにありますが、2008 年には 1 億 2,600 万 t、2009 年には少し減ってしまっていますが、これは恐らく経済的な不況が大きく影響していると言われていています。本数としては縮小しているように見られますが、取組としては多様化しています。

スライド 56 では、日本は世界でどのような立場で見られているかを表すものです。そこには、ヨーロッパに次ぐ高さの需要があるだろう見られているという数字が出ています。J-VER の価格が、先ほどのスライドの中で一万円切るほどと出ていましたが、京都クレジット価格は、1 トンにつき 12.7 米ドル(約千円)、VER 価格は更に安く 6.5 米ドル(約 500 円)で非常に安い金額となっています。

最後のスライドになりますが、カーボン・クレジット制度の多様化について米国の事例を挙げています。クレジットの削減・吸収以外の付加価値に着目して評価しようと、Carbon Community and Biodiversity Standard (CCBS) という制度で、コミュニティの利益や、生物多様性の利益をクレジットとして評価する制度も立ち上がっています。また、中国でも「パンダ・スタンダード」という J-VER 制度のような制度やインドネシア等途上国でもクレジット制度への興味を示す動きがあります。

こういったクレジット制度に対する指摘としては、クレジットの品質担保ということで、真の削減量であるという方法論に関わってくる課題やそれらのクレジットが第三者の機関により審査を受けているか、或いは、出てきたクレジットが一般に公開されているような信頼性の高い登録簿で管理されていることが担保されていることが課題として認識されています。

冒頭に申し上げましたとおり、こちらの資料 2 は、今後の検討会を通じて基礎となる情報・データとしての位置づけとして扱いたいと考えておりますので、ここで申し上げた情報で、次回詳細に報告すべきもの、或いは、追加すべきものなどあればご教示いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【質疑応答】

新美委員： 有難うございました。今説明がありました通り、今後の検討会の議論のベースとなる内容ですので、これに対するコメントや他にも有用なデータや情報をお持ちでしたら、お話しいただきたいと思います。ご自由にご発言をお願いします。名札を立てていただければ順番にご発言をお願いしたいと思います。それでは、山本委員からお願い致します。

山本委員： 有難うございます。今ご説明いただきました資料 2 スライド 38 にある、J-VER クレジットでオフセットされた量の 10 月 6 日から 1 月 14 日までの推移が書かれていますが、これは非常に短期間であると思われませんが、年末に少し抑制されているという原因としてどのようなことが考えられるでしょうか。また、J-VER 認証量のうち実際の取引は 2 割程度であり、吸収と削減の使用量はほぼ同じ値であるということですが、感覚としましてはオフセットするのであれば、アピールのためにストーリーが比較的わかりやすく説明できる吸収の方が良いかと思ってしまうのですが、削減でもバイオマス等を使っているために使われやすいのかなど、吸収と削減で何か差異があるのか等コメントがありましたら教えていただきたいと思います。

事務局： 有難うございます。まず、最初のご質問についてですが、例えば郵便はがきや COP10 のオフセットによる大量のオフセットという季節的、突発的なもので数値が左右されている可能性も一つ考えられます。また、12 月から 1 月の減少については年末年始で活動自体が少なかったかと思われしますので、もう少し長い目で推移のカーブを慎重に評価していく必要があるかと思えます。また次回以降に他に要因が考えられるようでしたらご報告させていただきたいと思えます。次に、削減クレジットと吸収クレジットの差異につきましては、今後アンケート等でも実際にクレジットを買う方にも意見を伺って行きたいと考えておりますのでこちらも明確なお答えは致しかねますが、オフセット全体の取組としてわかりやすい綺麗なストーリーが描けるので一般的には吸収系クレジットの方が受けが良いと伺っております。山本委員もおっしゃっていたように、木質系のバイオマスを使う削減クレジット

トについては恐らく人気があるのではないかとと思われるのですが、残念ながら今はデータとして、削減系の中で木質バイオマス系のクレジットとそれ以外のものという分け方でデータをとっておりません。今後はぜひそういったことも含めてアンケートを行って行きたいと思っております。

奥委員： スライド 37 ページの「企業のカーボン・オフセット取組状況」として、平成 20 年度で取り組んでいると答えている数が 521 件あったところが、平成 21 年度では約半減していますが、その理由を把握されていまして教えていただきたいと思っております。恐らくスライド 55 では、世界的な状況で整理されており、同じように平成 20 年(2008 年)と平成 21 年(2009 年)と減っているの、世界規模の経済の影響もあると思っておりますが、もう少し企業の考え方を把握されていたら教えていただきたいと思っております。もう一つは、38 スライドに関連してですが、この検討会の今後の方向性にも関わる点ですが、現在日本のカーボン・オフセットで用いられているクレジットの種類は、CER が圧倒的に大半を占めているという状況です。世界全体で温室効果ガスの削減につながればそれはそれで良いという考え方もありますが、ただ、中長期的な日本の削減目標が今後どうなっていくかまだ不透明な点もありますが、いずれにしても地域的削減目標を明確にして、それに向けて日本として取り組んでいく場合に、やはり国内での削減にできるだけこのカーボン・オフセットの取組につながっていくという方向に政策的に誘導していくべきではないかと考えています。そうであれば、活性化の方法として、どのクレジットも使って良いのでオフセットしてください、という活性化策の検討もあるでしょうし、できるだけ国内のクレジット、国内での削減努力につながるような方向に誘導していくような活性化策を検討するというやり方もあるかと思っております。この検討会では、どちらにより重きを置いていくのか、ある程度は委員の間で共通認識を持っておくべきかという気がしております。

新美座長： 有難うございます。それでは、質問の回答として事務局からお願いします。

事務局： 一点目の企業活動が減っている影響については、残念ながら明確な答えを今は持っておりませんが、相談支援等で伺う内容としては、経済的な理由が大きく、CSR や環境配慮に企業がかける費用が下がっていることが原因かと思われます。

上田室長： スライド 38 ページ目のクレジット種類で CER が特に多いという点についてですが、我々の方としては、国内の取組になるべく焦点を当てるようにというバイアスをかけることはございません。当方は、市場メカニズムということで、国内のクレジット以外にも二国間メカニズムという途上国に対する新たなメカニズム等を検討しております。色々なところでこのクレジットという手法が使えるのではないかと考えています。できたクレジットをどう使うか。クレジットを使って、その人が何をアピールしたいかを明確にする。消費者が国内ないし地域の山等、どんなクレジットに何を使っているかを明示するという事で使い分けて、最初からこういうオフセットはこちらにシフトしましょうねと誘導するのではなく、使う時に明示する、明らかにしていくという方向ではないかと思っておりますが、まだ構想段階であり、実際には例えば地域で取り組まれている方々が直面されている様々な課題等を伺いながら、最終的な結論に持っていければ良いかと思っております。

新美座長： 上田室長からもありましたように、オフセットする主体が、どのクレジットを使うかについてはかなりセレクトしますので、あまりこちらで方向付けをしなくてもよいのではというのがこれまでの動きでした。国内の消費者にアピールしたい、緑を復活させる観点でオフセットしていますという場合は、国内の吸収源を使うという傾向は見られるので、あまりここでバイアスをかける必要はないのではないかと考えております。この検討会で、それで良いのかという点は今後の議論の中で考えて行ければと思っておりますが、今のところはこのような状況であるということでございます。それでは、麴谷委員、お願いします。

麴谷委員： 一点は質問、一点はお願いということで発言させていただきます。スライド 38 に J-VER の取引量が合計認証量の 2 割に留まっているとの報告がありましたが、それに伴う理由を把握されているかどうか、もし把握されていれば、問題意識を共有すべきであるので、資料に明確に含められるべきである。もう一点は、原発問題があり、現在原発が停止を余儀なくされている状況で、今後排出係数の悪化に伴い、日本の排出総量が見かけ上増えてしまうという状況がある。その中で、オフセットの活動の価値、意義がより高まると思っております。そういう意味で今までよりも高めるための情報

提供、現状値と推測値をしっかりと提供すると共に、オフセットを用いることでどのような効果が見出せるのかについて、資料の中に加えてはどうかという思いがあります。質問とお願いを申しあげました。

事務局： 有難うございます。1点目の答えとして、議題3と4で細かく議論されると思いますが、よく伺うのは取引量が何故伸びないのか。使い道として、例えばラベルの認証を考えたとしても、一つ一つの商品は微量である。また、イベントでは1トンにしか満たない等の状況があり、また、使いたいと思う量が少ないためという事業者側の問題もラベル認証では伺うことができます。その他の点につきましては、議題3と4で何故なのか、その対策という所で細かく議論を深めていただければと思います。

新美座長： それでは、藤田委員、お願いします。

藤田委員： 今回から初めてオフセットの検討会に参加させていただいております。私自身は、環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画のマニュアルの見直し等この数年自治体側での低炭素化に向けた計画作り、ガイドライン作りに関わって来ましたが、オフセットの仕組みやクレジットの活用の話も出てきています。地域活性化においてこのようなメカニズムがどのように活用できるか、という視点で参加させていただきたいと考えております。質問ですが、検討会の方向性を考えるのであれば、既に委員の間で議論を終えられたのかも知れませんが、先生方がおっしゃるようにクレジットの取引の実態について、もう少し要因分析を事実として拝見できると有難いと思います。例えば、J-VERの売買成立合計で、それぞれが排出系と森林系の違いは分かれますが、排出系や森林系の中での方法論毎に取引でどのような特徴があるのか、或いは、買い取り側の事業状況、業務なり、ビジネスの形態によって買い取る意向が違う等それぞれの要因分析、クロスセクションの分析ができれば何らかの傾向が出てくるのではないかと思います。また、先ほど奥委員もご指摘のとおり、国内での排出権取引ということで、地域の国内経済の活性化と排出量の削減を両立するというのが一つの理想形と思われませんが、CERより若干高くてもJ-VERを買う人にとっては、環境経済学で言う国内プレミアムみたいなものが支払い規格にあれば、それぞれはどういう理由でプレミアムを考えたか、ヘドニック法的なアプローチで状況を把握することが可能かと思われれます。購入価格に対して要因分析を行う等、対象数として50~60程度の数字をもって、十分な統計解析でなくとも簡単な分析をしていただけると、要因や活性化の方策に係る議論ができるのではないかと思います。これは、質問とお願いを兼ねた点です。

新美座長： 有難うございます。それでは、回答をお願いします。

上田室長： ご指摘いただき有難うございました。制度上、クレジットの取引までを管理してはいないため、アンケート等限られたリソースで情報を入手しているのが現状であります。そこで、本検討会を機にスライド26でご紹介させていただいております、オフセット普及・活性化を支えていただいているJCAPやCO-Net等の団体から、様々なご意見やご要望を伺っていきたくと考えております。オフセット活性化にまつわる自由記載のご意見だけではなく、分析のための数値なども含めたアンケートの形でご協力が仰げればと考えております。ヒヤリングの対象や方法については事務局ともう少し考えさせていただければと思います。その際には、ヒヤリングを行うべき点について個別にご相談させていただき、情報収集を可能な限り行ってまいりたいと考えております。

新美座長： それでは、篠崎委員、お願いします。

篠崎委員： 大変細かい点を網羅した資料のご準備、ご苦労様でした。しかし、もう少し、全体から見たアプローチをとらなければ、なかなか結果が得られないのではないかという気が致します。今回の検討会の目的は、オフセットの活性化ですが、活性化が目的ではなく、その前に「低炭素社会を構築する」という大義があり、そのためには、オフセットが必要であるという点が見えなくなると、結局はオフセットの意義伝わらなくなってしまいます。まず、活性化とは何かを考えた時に、色々な考え方があると思いますが、需要と供給のバランスがとれて、需要がどんどん増えて、マーケットが大きくなる、それが活性化できたということだと思います。そういった観点から考えますと、今は供給は出てきているが、需要が足りないという状況であるため、需要を広げていく必要があるという状況ですね。では、需要をどのように増やしていくか。大きく分けて法人と個人がある。法人の場合には、コンプライアンス

的需要があり、個人の場合は、ボランティア的な需要がある。いわゆる世の中のために良いことをしたい、地球温暖化のために何かしたい、という重要です。それらのどこの需要に狙いを定めて拡大に向けて取り組むのか。コンプライアンスの需要拡大に向けて取り組んだ場合、企業としては安くクレジットで沢山買うのが一番良い。一般のお客様をターゲットにするなら、少々値段がはっても、森林のように分かり易く説明し易いものの拡大が効果的でしょう。どこを攻めていくのか、そのためには何が一番良いのかを分けながら考えなければならないのではないのでしょうか。対象を分けた上でアンケート等を考えて分析を行った方が、より効率よく進められると思います。

新美座長： それでは、明日香委員、お願い致します。

明日香委員： まず質問ですが、吸収系と削減系の VER それぞれの発行期間は、何年くらいで、どのような違いがあるのでしょうか。吸収系の供給量が若干過剰な印象をもっているのですが関係性があれば教えてほしいです。また、吸収系の値段が高いという理由には、コスト構造的には人件費が多いと考えられますが、逆にそれが雇用に繋がっているとも思うので、関連する情報があれば良いと思います。また、海外産か国内産のクレジットかという点についてですが、以前(財)地球環境戦略研究機関(IGES)でアンケートを行ったところ、オフセットは、海外から買って来るもの、それ故に良くないという意見が多くありました。買う方は、オフセットというだけでは、国内と海外の別が分からない場合が多いと思います。それを替えるのも需要を喚起するひとつの要素として必要かもしれません。また、CO₂ を海外よりも日本で減らすということになるとどうすれば良いのかという点については、あまり知られていないし行っていないのが現状にあると思います。オフセットの活性化には、需要をどうするかが一番大きな問題であり、その点を明確に議論していくべきであると考えます。需要をどう増やし、供給とバランスを取っていくかについては、幾つかアイデアがあるのでそれは後ほどお話ししたいと思います。

事務局： 吸収系と削減系の発行期間ですが、制度上では差異を設けていません。また、案件によっての差異はございますが、吸収・削減の別による傾向があるという訳ではありません。なお、吸収系については、持続性担保の観点から、仮に J-VER 制度が 2012 年度で終わったとしても、その後 10 年間は森林をきちんと整備してくださいという規定等が盛り込まれております。こちらがクレジットの価格に反映するのかどうかは、現状分析を行ってはおりませんが、その 10 年間の管理コストを考えますと、相対的に吸収クレジットは費用が高くなるのかも知れません。

新美座長： 有難うございました。それでは、田村委員、お願い致します。

田村委員： 私はこの 4 月に今の部署に配置となり、それほど詳しくはありませんが、高知県としてはオフセットを前々から行っており、組織としてはかなりの知見や経験の蓄積があります。地方公共団体の立場から、特に地方の活性化という点で、今回の検討会に参加させていただければと思っています。先ほど話に出ました供給量に対して需要が少ない点について、高知県の削減プロジェクトの実績に限って言いますと、これまで 5,920t-CO₂ を発行していますが、そのうち 4,350 が売れているという状況があります。比較的良いと思いますが、その理由を考えますと、一つには、クレジットの使い道について、高知県が直接企業と協議しながら、提案しているという状況です。先ほど篠崎委員がおっしゃった通り、企業の需要としては、あくまでもボランタリー、コンプライアンスの観点からの取組になりますが、その際にどういう使い方をすれば顧客へのアピールができるか、我々は企業と一緒に話して、提案しています。その結果、買って頂いているのかと思われれます。もう一つは、クレジットの出来方、基本的に間伐をした、林地残材を使って CO₂ 削減に取り組んでいるという物語に共感していただき、買っていただけるというストーリー性があるための利点もあると思います。企業に対する様々なアピールが結果的に比較的よく売れていることかと思われれます。なお、スライド 36 で、地方公共団体主体の認証案件が 2 件のみという話がありましたが、理由の一つとして、認証料が自治体にとっては高いという理由からと思われれます。これは、自治体だけに限った問題ではないかと思われれます。認証を取得することによって商品価値は高められ望ましいことですが、アピールの仕方で何とかなっているという現状を踏まえると、このカーボン・オフセット認証が、今の費用を出してまで必要かどうかという点がなかなか普及・促進が進まない要因なのかと思われれます。

新美座長： 有難うございます。それでは、大島委員と奥委員にお願い致します。

大島委員： 久々のカーボン・オフセットに関する検討会に参加します。提案とコメントを申し上げます。まず、コメントとしてスライド 37 で、企業のカーボン・オフセットの取組状況についてですが、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて何故このように急に下がったのかという点です。スライド 25 にカーボン・オフセットの普及・促進の環境省の取組がありますが(環境省だけではないと思いますが)、取組を拝見すると平成 20 年から平成 21 年にかけて色々な仕掛けが行われ、非常に分かり易く周知され、スマートなムーブメントとして成功したと思われませんが、2009 年以降はムーブメントが終わりあまり目立った動きはなくなったのではないかと思います。企業も消費者も分かり易さと繰り返しが重要です。もう一度、企業の関心を掴み、振り向いてもらう施策が必要であり、今回の検討するポイントでもあるかと思います。私自身、こしばらくはオフセットから離れ、第三者的立場から拝見しておりましたが、企業とオフセットの認証件数等、やや偏った印象を受けてきました。繰り返しの広報は、消費者、企業を問わず必要です。また、提案としましては、スライド番号 40 ページに認証件数がありますが、企業からみると先ほど高知県の話では認証費用が高いという指摘の通り、コストが高い、価値が見合わない、つまりトレードオフできていないということなのではないかと思います。認証は、正確性と企業価値を高める上で重要と考えていますが、きちんとラベルを付けるのであれば、例えば、企業価値を投資家や評価機関が評価する時に経済的な側面に繋げていく必要があります。その「価値」へのアプローチが企業には非常に重要です。日本国内は、認証や審査に対して、コストが高くなるのを嫌うお国柄ですので、そういった認証や審査は広がらない風土はあるのですが、そういった風土が無いのであれば作れば良いですし、作るのであれば、経済的な部分と企業価値とトレードできるような、インセンティブをきちんと分かり易く示していくことが重要であると思います。何故それを上げると言いますと、その理由として、スライド番号 38 にオフセットをする場合に気になる情報はという質問に対する回答の中に、「投資先プロジェクトの進行状況」「支払ったお金がちゃんと投資されているか」とあり、購入者はトレーサビリティを考えられていることを示しています。そういった情報の担保、情報の正確性は、内在的・潜在的に求められているのではないかと思います。そういったことも含めて、消費者の心理、企業価値について、もう少し分かり易く広めていけるようになれば良いと思います。

奥委員： スライド 34 にオフセットとの関連施策の例ということで、網羅的ではないとは言え、是非「エコアクション21」もこの表に入れていただきたいと思います。「エコアクション21」では、CO2 の排出量の把握と削減は必須なので、少なくともこの表では丸が二つ付くと思います。また、「エコアクション21」に限らず、大島委員のご指摘でもあったように、オフセットの取組が一過性のブームで終わってしまうのは、マネジメントシステムの中にきちんとオフセットが組み込まれていないためではないでしょうか。マネジメントシステムを構築して、その上にオフセットの取組の継続性の付与、恒常的な改善に繋がっていけば、最終的には次の課題であるカーボン・ニュートラルへ近づいていくのではないかと考えます。マネジメントシステムとカーボン・オフセットの関連性については共に考えていくべきであり、今後議論を進める上でも念頭におくべきだと思います。

新美座長： 有難うございます。それでは、資料 2 についての議論は以上とします。因みに、大島委員のコメントにもあった金融機関もカーボンコンシャスであるべきだという話について、私も同じ意見ですが、これに関しては、末吉氏が金融機関に対して会議を開いているというニュースがあり、それにも期待しています。そのような動きも見ながら検討していけたら良いと思います。それでは、次の資料3について事務局から説明をお願いします。

●事務局(佐々木)より資料3説明

資料3を説明させていただきます。今後の検討の視点を大きく 4 つに分けています。はじめに「認証申請者にとっての認証制度の利便性の向上」、次に、「消費者への理解の浸透」、3 目目に「カーボン・オフセット取組の高付加価値化」をどのように高めていくか。そして、4 目目として、「地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進」があります。

それぞれのテーマでは、現状としてどのような課題があるかを「課題(例)」で示しています。例えば、申請から認証までの手続きが煩雑であるといった課題がありますが、こういった課題に対して、どのように解決するか、その方向性を例として「今後の検討の方向性(例)」で挙げています。これら4つの視点から、現状と課題を事務局でまとめていますが、委員の皆様には、オフセットの活性化に向けてこの他にもこのような課題がある等ご意見を出していただきたいと思ひます。

はじめの「認証申請者にとっての認証制度の利便性の向上」につきましては、「カーボン・オフセットの概念や認証に係る要求事項に明確でない部分がある」という課題に対して、「排出量の算定、クレジットの取得等、取組の一連の仮定に係る概念・基準の明確化」が一つの方向性としてありますが、先ほど大島委員にご指摘いただきました情報のトレーサビリティもここに含まれるかと思ひます。

次の「消費者への理解浸透」という点ですが、篠崎委員のお話にもありました個人消費者に対するアプローチとラベルの工夫、大島委員からご指摘のありました繰り返しの広報、オフセット商品等の企画事業者の評価をどのように上げていくか、そのような取組も含めて検討していくことが必要になろうかと思ひます。

また、「カーボン・オフセットと取組の高付加価値化」の課題(例)に「カーボン・オフセットの取組が社会的に評価されにくい」「取組における CO2 削減効果以外の効果が十分に活用されていない」がありますが、「高い付加価値を有する事例の評価・公表」していくという点は、地域活性化や CO2 削減効果以外の環境配慮等の評価を高めていくことでオフセットの取組の活性化に関連するかと思われまひます。また、「カーボン・ニュートラルのような新しい取組の考え方が整理されていない」という課題についてですが、環境省は 2008 年 2 月に発表した「カーボン・オフセットのあり方」指針の中で既に「カーボン・ニュートラル」に触れており、環境省としては前々から取組事項として位置付けてきておりますが、国内外で具体的な動きが出てきたので、カーボン・ニュートラルの概念整理、課題の整理を進めていくことに繋げてきたと思われまひます。また、カーボン・オフセットを持続的に進めていく点につきましては、先ほど奥委員のコメントにもありましたように、マネジメントシステムに取り込み、継続的に進めることが必要であり、その点も含めて検討していきたいと思ひます。

4 つ目の「地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進」についてですが、取組数がまだまだ規模が小さいという話もありましたが、普及のポテンシャルに比べてまだ取組事例が少ないということで、普及促進の母体の活性化の必要があると、もう一つは、認証主体を多様化して、色々と認証を行う主体を作ることにより、その中で競争も出て活性化につながるのではないかと思われまひます。

最後の※印、「東日本大震災からの復興の過程においてどのような役割を果たすことができるか、という視点にも留意。」につきましては、麴谷委員からもお話がありましたが、今回の検討の方向性の中で位置付けていきたいと思ひます。説明は以上でございますが、委員の皆様には、課題や検討会の方向性を出していただければと思ひます。

【質疑応答】

新美座長： 有難うございました。議論に入る前に、今日のテーマ全部を 16 時まで終えるのは難しいため、予定時間より 30 分ほど延長させていただければと思ひます。この後に御用がある委員の皆様にはご退席いただいて結構ですが、30 分の延長をご了解いただきたいと思ひます。それでは、ご自由にご議論をお願いしたいと思ひます。篠崎委員、お願い致します。

篠崎委員： お客様・一般の消費者にどのように伝えるかという話が出てきましたが、資料 3 にある「高付加価値化」のところに「CO2 削減効果以外の効果が十分に活用されていない」とありますが、お客様に説明する上で最も重要なのが大義なのです。ただ単に「オフセットやりましょう」と言うよりは何のために、自分達がオフセットに取り組むことによって、どれほど世の中に役立つのかに関心がある。資料 2 の 6 ページの太字で「市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等様々な主体による」とありますように、個人から法人から全員が参加できる仕組みである、その意義をもっと踏まえてお客様にも訴えるべきと考えまひます。また、CO2 の数値が見えるということによるメリットもありますし、それだけではなく、国内や国外の動きの話も国内の森林・事業の活性化にもつながる等をお客様には、正面から大義をきちんと伝えることが重要でひます。

新美座長： 有難うございます。篠崎委員に全く同感です。それでは、明日香委員、お願いしまひます。

明日香委員：復興の過程という話がありましたが、節電とカーボン・オフセットを組み合わせられないか。例えば、「節電カーボン・オフセット」のような名前にして、15%以上減らした分はそのままクレジット化して使えるようにする、また、バンキングもできるようにする事も考えられるかと思っています。2番目は、低炭素復興債の発行を検討しておりまして、日経の経済教室でも藤井氏がそのような話をしており、金利の部分をカーボン・オフセットに使うという、復興財源絡みの話でオフセットを入れられないか。クライメイト・ボンドは海外でもあり、地方債としてEUやアメリカにもあるので、そこを少し勉強して行けたら良いのではないかと思います。3番目は、オフセットの取引に対するネガティブなイメージがある。内容をよく理解していない著名人が良くないように語っていることもあるので、そういう人に対する対策をとるのも良いのではないかと思います。最後に、需要喚起については、例えばコンサート等は、もうカーボン・オフセットしないと開催できないというように、コンサート協会等にアプローチしてはどうかある程度協力を求めて行くなど、今であれば検討してくれると思います。今と言うタイミングだからこそできる可能性があるのも重要であると思います。はじめに言いました節電については、最終的にはキャップ・アンド・トレードにつながる可能性もありますし、そういうものが、例えば、一律で節電するよりは、節電できる人はして、節電ができない病院等はその部分をお金で出すというようなストーリーができると思います。オフセット自体が合理的且つモラルにも適することとして宣言する機会になると思われるため、ご検討いただけないかと思っています。

山本委員：東日本大震災後の計画停電によって、社会全体が、電気やエネルギーの有難さを痛切に感じて、できる限り、どのように節電すれば良いのかを考える状態になっていると思います。今までは当たり前として感じなかったことが、今はエネルギーを大事にする視点への感度が高まっていると思いますので、このタイミングを有効に活用する、良いタイミングでこの検討会が行われていると思います。私は、検証機関の立場でこの検討会の委員として参加させていただいていますが、実は鉄鋼会社に20年間所属していたことがあるため、事業者の経験の方が長く、常に排出をしている側から物を見ています。DOE(Designated Operational Entity: 京都メカニズムにおける指定審査機関)として中国の削減プロジェクトを審査した時に、CDM(クリーン開発メカニズム)の申請手続きや条件が複雑過ぎて、実際にプロジェクトオーナーである現地の方が何をやって良いのか理解できないまま取り組んでいる状況に直面しました。結局、DOE や英語を話すコンサルが進め、本来排出している人、主役であるはずの地元の中国人が、必ずしも役割を果たせないスキームになっていたのです。このような状況を改善すべく、昨年一年かけて中国人の審査委員を2名養成したところ、同じ言葉で話し、事業者の立場に立って物事を説明することによって、CO2削減が重要かをスムーズに理解でき、取り組めるようになりました。本来は、事業者が理解し、自己の判断で進めていける制度にしていくべきであり、審査機関はそれをサポートする役割で、事業者の取組が進むようお手伝いする立場で取り組むことが重要であると考えます。国内の取組でも、実際に取り組む事業者の立場に立ち、一緒に同じ言葉で協議できればもっと進むのではないかと思います。また、申請手続きの簡素化を考える際にも、主役が排出削減者であるということ念頭に検討される必要があると思います。また、CO2削減効果以外の環境配慮の観点で、生物多様性やREDDも含めて、できる限り、プラスアルファの取組が評価できるような指標も色々と考えて行ければ良いと思います。宜しくお願い致します。

新美座長：有難うございます。それでは、奥委員、お願いします。

奥委員：資料3「検討の視点」の一番はじめの「認証申請者によつての認証制度の利便性の向上」と4つ目の「地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進」の両者の関係を確認したいと思います。最後では、認証を行う主体の多様化を目指すとはありますが、主体の多様化を図り取組の多様化を推進していくことを目指す一方で、最初の視点である認証制度の利便性、現行の指針やガイドラインがあるが、それらが大前提になっていて、そこから逸脱しない範囲で手続きを簡素化する、すなわち認証主体の多様化を図るが、制度自体は画一化・統一化を堅持していくという理解でよろしいのでしょうか。

上田室長：一番目の利便性の向上については、ご指摘の通り現行制度のガイドラインや指針等を工夫するこ

とで改善が可能な部分があるのではないかという観点での論点・方向性をピックアップして行きたいと考えております。4 つ目は、現状は認証制度は一つですが、もっと色々な人が認証する形でも良いのではないかという視点に立って考えております。認証する主体は一つでも良いかもしれませんが、しかし、地方の方々にとって一つの所に申請する方法が果たして良いのか等の点についても議論したいと考えております。ただ、認証機関が多様化することによって、東西、地方間で「オフセット」の概念が異なると消費者が混乱してしまうという可能性もあります。概念の標準化は図りつつ、広げる工夫を考えるということになります。例えば、認証機関は一つとして、誰でもオンラインで申請することができ、答えが出るという方法も一つの方法としてあり得ると思います。オフセットの概念をきちんと整理するという事は、重要であると思います。例えば昨年の COP10 のオフセットのようなものもありますが、一方で市民レベルのオフセットもあり、市民に分かり易くするという場合、今回資料の中で関連する制度ということで、先ほどご指摘いただいたエコアクション21のような制度を組み合わせるとオフセットとは違う制度ができて良いのかもしれませんが、そういった組み合わせによる幅の広がり方もあるかと思えます。ご指摘のように「認証申請者にとっての認証制度の利便性」と「地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進」は切り口が違うため、今後の議論の中で混乱を招かないように注意していきたいと思えます。

新美座長： それでは、大島委員、お願いします。

大島委員： 3点あります。まずは、今の上田室長のコメントにも関連しますが、篠崎委員も需要と供給の話資料2の中でされていましたが、地方の認証制度が色々出てきていますので需要と供給を考えますと、テクニカルには同じガイドラインを使い、ある程度同じレベル間であるならば、相互認証によるCO2のやりとりとして、オフセットする量の市場流通をよくしていくことも考えられるのかと思えます。次の2点はコメントですが、先ほど篠崎委員のおっしゃった消費者には大義名分が必要であるという点については全く同感です。ただ、大義名分は誰が作るかというと、それは企業であり、企業が付加価値をちゃんと考えて何を伝えたいか、そのシナリオを明確にしていかなければなりません。企業は、情報を受け取る立場の消費者を考慮した情報の出し方、シナリオ・大義をきちんと考えていかなければならない。また、これはオフセットを考える時に、企業側の言い分としては企業価値をどう上げるか、商品・サービスを通して消費者に対してどのようなシナリオを打ち出していかか、非常に重要だと思います。今までのオフセットには、販売促進の要素が多く、企業は物事を点と点で考えていたかと思えますが、それを線で考える必要があります。そろそろ企業の頭もそのように変わってきていると思えます。ですから、先ほどのお話にも出ましたが、末吉氏が行っているように企業価値にどう紐づいていくかを線で捉えることが重要です。最終的に選択して購入するのは消費者ですので、その結果がパフォーマンスとして表れてくると思えます。また、明日香委員のおっしゃったような震災復興への取組に共感を覚えます。先日4月23日～24日にかけて宮城県の被災地に入り、現地のNGOと意見交換を行ってきました。昨日天皇両陛下も訪問されたあの高台から津波に流された現地を拝見すると、オフセットを経済概念として利用できる価値の視点で、企業にどうアプローチしていくかがこの情報啓発の中でも検討していく必要があるかと思えます。企業は、被災地に対してボランティア休暇等を活用したCSRの促進を行っています。復興支援という名の本業を通じた経済政策がある等、かなり企業の頭も変わってきています。被災地に対しての復興対策と共に、どのように売上を確保していくか、やや打算的かもしれませんが、経済が停滞している中でオフセットをきちんと捉えて、先ほどの明日香委員のファンドの話にも通じるのではないかと思え、あえてコメントさせていただきました。

新美座長： 有難うございます。それでは、藤田委員、お願いします。

藤田委員： 温暖化対策法が2008年に改訂され、地方公共団体では実行計画の策定が義務付けられました。現状をまず把握して、2025年の中期的な目標を定量的に出すこと、長期的な計画やマニュアルの作成というものが各自治体で義務づけられています。そのマニュアルの中にオフセットへの取組みを自治体がすぐ取組めるような形で書いていただければ可能性が高いと思えます。先ほど大島委員から点から線への考え方についてのコメントがありましたが、恐らく地域だと面になるかと思いま

すが、どのように面に展開していくかの検討も必要と思います。環境省地球環境局で行っている地方実行計画のマニュアルと連携する事が短期的で有効であると考えます。その際には、面で普及するとどの程度の効果が得られるかを算定するアルゴリズム、プロセスを示していかなければ、自治体の方々もいきなりオフセットの努力目標ではなく、どのような効果があるか推定するようなプロセスが用意されていないとなかなか難しいと思います。ターゲット、効果、導入率等を算定・設定するプロセスを提示されると、190都市の中でもある種の利用感・利用する意識も高まって来るのではないかと考えられます。また、内閣府の環境モデル都市の委員も務めておりますが、既に13のモデル都市が選ばれて、120の自治体が参加する「低炭素都市協議会」があります。このような場でも積極的にオフセットの概念が紹介され、地方自治体でどのように活用されるか等マニュアルと合わせてご提示いただければ意識が変わってくると思われれます。2点目については、国立環境研究所で、がれきの分布、地方の人口分布、津波の被災エリアのコンピュータ化、地図化していきまして、拝見しますとどうしても森林が極めてカギになるエリアが多くあります。資料3の二つ目のCO2削減効果以外の効果もあり、森林については、生物多様性も重要ですが、それ以外にエコシステムサービスについて森林の供給サービスを定量化する方法が国内外で確立していますので、それを示して、被災地発行のクレジットを活用することがシステム化できれば、先ほど明日香委員の復興債の話もありますが、ある種の被災地森林クレジットを国をあげて使う、それとオフセットを合わせていくことが、今後の復興プロセスにおいて重要になってくるのではないかと考えます。

新美座長： 有難うございます。それでは、田村委員からよろしく願います。

田村委員： 高付加価値化の問題と認証主体の多様化についてお話ししたいと思います。まずは、高付加価値の問題についてですが、高知県の場合、オフセット・クレジットは森林をきちんと管理して豊かな森をつくることをベースに共感を得ています。その際に、差異化を考える時に、クレジット以前から当初の取組から共同の森という取組を行っており、高知県の森づくりに共感をいただく企業から協賛金をいただいています。企業には森を管理しているという証書を発行し、また、企業の社員の方に現地に来ていただき、実際の間伐体験をやっていただくといった交流活動も行い、豊かな森に共感していただいております。そのような取組によって価値を高めているとも思います。もう少し一般的に言いますと、森林認証制度のFSCやSGEC等を通して森林を管理していくこととオフセット・クレジットを結び付けていくことで付加価値を高めることもあるかと考えます。ラベルでは、その付加価値を高めるといことはある意味他との差異化になると思われれますので、そうしますと全国同じラベルとなると主張できないとなるが、今のラベルをベースにするにしても、山地についての表示を入れてもらう等差異化ができるようなラベルを考えていただければ良いと思う。また、認証主体については、高知県では都道府県J-VERという高知県独自の発行の仕組みを持っていますが、その一番のメリットとしては、認証のための費用を如何に抑えられるかとしてあり、それによって認証主体になっているのですが、オフセットの認証についても、同じ事が言えるかと思われれます。都道府県で認証したい場合は、そこを工夫できる余地はあるように思われれます。一方で、今現在も高知県では正式ではありませんが、実質的にカーボン・オフセットの認証はオフセットしているかどうか事実行為としては行っているの、我々が行っている取組と制度上の認証にどれほどの価値の差があるかが問題になるかと思われれます。価値が十分にあれば、都道府県としても取り組むということもあり得るのかと思われれます。

新美座長： 有難うございます。それでは、麴谷委員、願います。

麴谷委員： カーボン・オフセットを活性化させる最大のポイントは、消費者に如何に認知させるかだと思われれます。何故認知されていないのかと言われれますと、商品を選択する際に、市場に出していない。それも認知されない理由であると思われれます。今後可能であれば、特定分野を狙って、市場を誘導していくことができないかと思われれます。例えば、主婦が行かれるスーパー等で生鮮食品や洗剤等様々な日々使う商品にターゲットを当てて、オフセットラベルマークを普及させていくというのが良いと思われれます。今後の取組の方向性の中に普及のための特定分野の検討を入れていただければ有難いと思われれます。2点目は、オフセットという言葉は普及しつつあるとは言え、まだ企業が取り組もうとする意欲を駆り立てるまでには至っていないと思われれます。気づきのきっかけをどのように与えていくかが非常に重

要であると思います。気づきは、企業にとっては売り上げにどう貢献するかに加えて、ブランディングという観点でいくと、企業価値を高めるようなオフセットをアピールする方向があるのではないかと。趣旨の取組が増えれば、事例を真似て企業も取り組んでいくと思います。取組をもっと、スピードを上げさせるために、環境大臣賞や総理大臣賞でも良いが、企業の取組を紹介していく仕組みを作り、公表する仕掛けを検討していただけたらどうかと思います。3点目は、制度の簡素化・標準化がありそれは重要ですが、価値を高めていく中に、資料1の中にありますように雇用の促進や地域の活性化、生物多様性というキーワードが入っています。3つ目のところで議論し、そこが打ち出せるかどうかの議論を行うべきであり、具体的な検討会の方向性の中に文言を入れて今後議論する際の資料提示をお願いしたいと思います。

新美座長： 有難うございます。それでは、明日香委員、お願いします。

明日香委員：先ほどの節電クレジットに関する補足ですが、カーボン・オフセットよりもどちらかというと節電を中心にしてもよいのかとも思います。イメージとしては、グリーン電力証書に似ていますが、グリーン電力証書をカーボン・オフセットに換算する時に追加性等問題になりましたが、節電クレジットの場合はその点はクリアになるかと思われます。去年よりも15%低い消費電力用のレシートを持ってきたらその分のクレジットをあげるというようなことも考えられるかと思えます。また、これから15%企業や団体が節電することになると思いますが、企業グループの中でオフセットが起きると思うのですが、その点をどこまで企業がオープンにするかは不明ですが、企業に対して是非アンケート等を通して調査を行うことで今後のオフセットやトレーディングにも繋がっていかれば良いかと思えます。

新美座長： 有難うございます。それでは、山本委員、お願いします。

山本委員：認証プログラムの認証主体については、主体は事業者や個人、取組む方が主体的に自分を理解できて、制度の要求事項の通り行えるのが一番であると思います。認証を行うのは、基本的にそれができているという前提で、牽制的にサンプリングを適宜行い、確認するというように進めていかなければ、認証する人がいなければその制度が進まないのでは、本末転倒ではないかと思えます。基本的には事業者がきちんとやるのが前提で、安心や信頼のために確認していく、制度をスムーズに進めていくことだと思います。認証機関に求められるものとしては、公平性、透明性が公平な判断ができるかが重要であると考えています。

新美座長： 有難うございます。それでは、資料3の議論については、ここまでとしたいと思います。これまでの議論で重要なポイントが出されたと思います。次の議題に移りたいと思います。

議題3. カーボン・ニュートラルについて

新美座長： それでは、事務局から資料4の説明をお願いします。

●事務局(細埜)より資料4説明

それでは、資料4についてご説明させていただきます。資料の表題にもありますように「カーボン・ニュートラルについて」ですが、今までご議論いただきました資料3のカーボン・オフセットの活性化の一つの取組として、カーボン・ニュートラルを特出した資料となっています。まず2枚目のスライド「カーボン・ニュートラルの普及に向けて」にあります「カーボン・オフセットの発展型」としてのカーボン・ニュートラルですが、カーボン・オフセットは着実に件数として増えているという話もありました。こうした中、最近の動きとしましては、カーボン・オフセットを更に進め、企業の事業活動や日常生活などから排出される温室効果ガス排出総量を丸ごとオフセットする、排出量が実質的にゼロの状態になるという「カーボン・ニュートラル」の取組が自主的に始まっております。英国等では、基準等の作成がなされており、どのような取組がニュートラルと言えるのかについても議論の焦点が高まっています。また、「カーボン・ニュートラルの普及のために」ですが、カーボン・ニュートラルを掲げて取り組む事例が見られるようになってきており、カーボン・オフセットの取組の深化・削減努力の継続性の確保の観点からも、こうした動きを支援していくこと、事業者等にとって取り組み易く、市民から見ても分かり易い取組であること、信頼性が確保される必要があること等から、まずはルールづくりが普及のために必要ではないかと考えられます。

次のスライドでは、海外と日本におけるカーボン・ニュートラルの事例を示しています。海外の事例として、例えば、テレビ局の事業活動に関するカーボン・ニュートラルや村一つをカーボン・ニュートラルにするといった取組、国内でも駅の電力を算定してニュートラルとする事例等様々であります。ここに挙げていますのはほんの一部であり取組事例としましては全体として、数十件ございます。こちらの事例については、カーボン・ニュートラルに対し明確な指針のもと分析して掲載している訳ではなく、あくまでも報道ベースでの事例を提示しております。すなわち、どのような取組をカーボン・ニュートラルと呼ぶかという部分については、事業者により違うというような状況ですので、そちらはご了承いただければと思います。

スライド4枚目ですが、海外における定義例を示しております。認証制度であるのか、指針であるのかによっても定義の書き方が変わっています。こちらは、次回以降の検討課題として、日本におけるカーボン・ニュートラルの定義も考える上での参考としてご覧いただければと思います。

次のスライド5の「カーボン・ニュートラルの検討における課題」についてですが、この資料の意図としましては、次回の検討に向けての課題のあぶり出しという位置づけでございます。まずは今まで取組を行ってきましたオフセットのステップに則り、ニュートラルを考えた場合は、どのような点が課題となるのかを整理しました。ステップを排出量の認識、削減の努力、埋め合わせ、検証・確認、情報提供、また全体の取組の6つに分けて捉えております。詳細につきましては、6ページ目以降でご説明いたします。

まず、課題設定1「排出量の認識」についてですが、オフセットの場合には、排出量の算定対象範囲は任意で設定することができます。しかし、カーボン・ニュートラルの場合、その認識に幅が出てしまうことによって、A社とB社の間で双方がカーボン・ニュートラルと謳っても算定範囲が異なる場合、カーボン・ニュートラルの取組への信頼性が損なわれるのではないかと。そのため、算定対象範囲の明確な設定方法、また算定ルールも明確に定めるべきではないかという点が課題として挙げられています。海外での取組としましては、各国政府や制度で定める算定ガイドラインやISO等国際規格で定まっている算定の範囲、方法を列挙し、その中から選択できるような制度が多く見られます。

また、課題設定2番目「削減努力」につきましては、カーボン・オフセットでは、例えば省エネのためにこまめに電気を消す等定性的な評価をしております。特に数値的な基準はありませんが、カーボン・ニュートラルでは、排出量の削減を努力として定性評価すべきか、或いは定量評価すべきかについても論点になるかと思われれます。海外の制度では、基本的には定量評価を行っておりますが、量的な基準は定めていません。また、総量あるいは原単位双方においての量的基準をオプションとして提示している制度もあります。

課題設定3の「埋め合わせ」ですが、カーボン・オフセットで活用するクレジットを、カーボン・ニュートラルでも使用することでよいのかどうか。また、無効化のタイミングについてもルールを決めるべきか、更に、無効化以外の埋め合わせの方法も認めて行くべきかについても課題としてあります。海外の例では、京都メカニズムのクレジット(AAU, ERU, CER, RMU)やEU-ETS排出取引枠(EUA)等、多様性が認められています。

また、課題設定4「検証」についてですが、カーボン・オフセットでは義務付けされていませんが、カーボン・ニュートラルでは、実施的に排出量ゼロという状態が見なされることが担保されなければならないため、算定及び無効化に関しての検証が必要か、またその際に誰が検証を行うのかといった課題があります。海外では、独立した第三者の検査・認定機関の検証を求めている制度が多く見られます。しかし、その他の機関による検証や、自ら検証を行うことも妨げない制度もあります。

そして、課題設定5の「情報提供」ですが、カーボン・オフセットの際の情報提供の他に、カーボン・ニュートラルにおいて、消費者へ提供すべき項目はどのようなものか、また正しい情報提供のためのルール設定も必要かどうかという点が課題として挙げられます。また、いつカーボン・ニュートラルを宣言できるのかという点ですが、カーボン・ニュートラルは実質的に排出量がゼロと見なされる状態になってから初めてカーボン・ニュートラルと公表できるとするのか、或いは、これから先このような計画に基づいてカーボン・ニュートラルに取り組んで参りますという宣言を行う時点でも認められるのか、そういった情報提供のルール作りが必要になるのではないかと考えられます。

最後の課題設定6「継続性」の観点ですが、昨年度行われていたイベントの検討会でも議論されましたが、算定、削減努力、オフセット、情報提供等の一連の取組は継続性があるからこそ新たな改善点が生まれてくるものであるため、例えば、カーボン・ニュートラルの際にも継続的な取組ですという宣言が必要かどうかという点も課題とし

て挙げております。なお、海外の方では、継続的な削減努力や、取組全体が継続性を持ったものでなければならないと定めている制度など、継続性に関して規定を設けている制度もございます。こちらの資料は、冒頭にも申し上げましたとおり、今後の議論の課題のあぶり出しとしてご参照いただければと思います。以上です。

【質疑応答】

新美座長： 有難うございました。それでは、皆様からご質問やご意見をお伺いできればと思います。麴谷委員から、お願い致します。

麴谷委員： 確かに、カーボン・ニュートラルやカーボン・ゼロという表現が最近出てきていることを認識していません。聞きようによっては、誤解を与えてしまう可能性があるため、標準化するのは非常に大切であると考えます。それを決めることによって、オフセットの延長線上で更に CO2 削減につなげるという期待効果が得られると思いますので、是非ともここはしっかりした議論していきたいというのが私の希望です。課題設定 1 の排出量認識の範囲についてですが、範囲をどのように定めるか非常に難しいが、これなくしてゼロは宣言できないと思いますので、ここは踏み込むべきだと思います。また、削減努力はニュートラルやゼロという話なので、絶対量をどうするかと認識しています。どのように検証していくかですが、検証はある程度の標準化ができれば、検証ルールも恐らくできると思います。ルールでは、信頼性をどう担保するか、消費者の認知度をどう高めていくか、消費者の行動をどう促すかにも繋がるので、第三者の認証機関が必要ではないかと思います。その際に、認証コストや手間等をできるだけ簡便にするような仕掛けを作る必要があるのではないかと思います。中長期な将来を見越すと、ここに如何に知恵を絞るかが鍵となると思います。また、情報提供に取組みながら、取り組んだ結果を消費者や市場に如何に認知させていくかの知恵をカーボン・オフセットのようにしっかりと知恵を出さないと、ルールも検証機関も作ったけれども普及しないという事態に陥ってしまうので、一連のストーリーの中で議論をしっかりして行きたいと思います。

新美座長： 有難うございます。それでは、明日香委員お願いします。

明日香委員： 削減努力を定性的にどれだけ評価するかということですが、今でしたら 15%削減を国是として継続的に続けていただければと思います。それは、25%の削減目標にも繋がる可能性もあるかと思いますが、カーボン・ニュートラルは、オフセットと比べて難易度は 10 倍、100 倍位上がっているかと思いますが、海外でのスコープ 1～3 についての考え方等、ご紹介していただきたいと思います。

事務局： 個別の制度でどうなっているか、また別の機会で詳しくご議論されると思いますが、今回基礎資料としてお配りしました資料 2 の海外制度の説明の中で、どういったプロトコルに基づいているかも記しております。基本的に多くの制度はスコープ 1、2、3 を必須としており、スコープ 3 を除外する場合には、理由を求める場合もありますし、スコープ 3 を二つに分けて、絶対的に入れなければならないスコープ 3 と選択として入れるかどうか選べるスコープ 3 を定義している例もあります。

明日香委員： 基本的には、スコープ 3 のどれを入れてどれを入れないかという議論になるということでしょうか。

事務局： この検討会ではそこまで細かな議論を行うのは難しいと思いますが、今は GHG プロトコル等スコープ 3 に係る様々な考え方やカテゴリー分類について色々な提案が出ていますので、そういった動きを見ながら、ここではどのように扱うか、全部使って良いとするのか、或いは検討会の中でスコープ 3 も課題として検討していくことになるのかと思います。

奥委員： スライド 10 の情報提供に書かれているニュートラル宣言をどのタイミングで行うのか、そのルールについてですが、カーボン・オフセットを追及して行った先の究極状態がカーボン・ニュートラルで、排出量と削減量がプラスマイナスゼロがニュートラルとするのであれば、ニュートラルになった時に宣言する場合と、取り組んで行きますと宣言するのか。取組宣言を行うのか、一言で「宣言」と言いますが色々あるので、どれくらいのタイムスパンや範囲で、算定範囲にもかかる取組の宣言なのか、それぞれフェーズがあるとおみますのでそのフェーズを整理する必要があると思います。高付加価値にも繋がるが、オフセットに取り組んでいて、将来的にはニュートラルな状態にしますと宣言する主体には何らかのメリットを付与するようなことが必要である。最初に宣言をしたことをもって、認証することもあるのかも知れませんが、それは必ずしも情報提供の側面に限った話ではなく、算

定や認証、更に第三者検証等全体に係る話であると思います。もう少し、フェーズで整理する必要があるかと思えます。

新美座長： 平面的な話だけではなく、時間軸も入れた話をした方が良いということかと思えます。それでは藤田委員、お願いします。

藤田委員： ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)を研究している立場から、方法論は提示してご利用いただけるかと思えますが、工数の問題で果たして逆にオフセットのハードルが上がらないかという懸念が残ります。どのタイミングで宣言するかについてですが、コミットする時点で宣言する場合には、検証が必要になると思えます。先ほど、明日香委員のおっしゃったように海外の事例を見て、どのような組み合わせで認証しているか、それを見ながら我々が改善する点を検討して議論できればと思えます。また、スコープ3の件は、プロダクト・チェーンにおける生産の川上から川下まで入り、もう少し間接的な所まで見ましようという話になるかと思われまます。プロダクト・チェーンのスコープ3の方が議論に入り易く、もう少し外側の波及的影響も本来入れて良いのかどうか議論が必要であると思えます。申請者される方が、その辺の削減享受は違う主体で行っていてダブルカウントにならないかといった難しさがあると思われまます。奥委員のおっしゃるように、この場であまりぎりぎりここで決めるよりは、産業であればプロダクト・チェーンのユーザーまで入れて、イベントではもう少し直接的になる等バウンダリは自由度を持って提示する方が、リアリティがあると思いました。

新美委員： 有難うございます。それでは、山本委員、お願いします。

山本委員： カーボン・ニュートラルとカーボン・オフセットで一番大きく違うのは、算定範囲ではないかと、それが難しさにつながっているのではないかと思えます。カーボン・オフセットが、全てでその中である条件を満たせばカーボン・ニュートラルになるということであれば、今まで色々検討されて認証の取組をされているので、やはり出発点はカーボン・オフセットなのではないかと思えます。そこでの問題点やニュートラルをするために、スコープ3や川上、川下の単位をどの程度入れるか、それを入れたためにどれくらいの難しさが増すか、ある程度これまでのカーボン・オフセットで培った知見を元に検討する課題が限定されるのではないかと思えます。この資料を拝見すると企業(エンティティ)をベースに考えられているが、プロダクトは対象にしないということなのではないでしょうか。

上田室長： 最初に取り組事例が多いのは、或いは、社会的ニーズが高いのは法人という単位なので、それを先に取り組もうとしていますが、対象としては商品も活動も入ります。商品までいくと、特定すればするほどLCAとして難しくなったりするので、中心はまず法人という組織から入っていくのが社会の要請に合った方法かと思えます。

新美座長： 有難うございます。麴谷委員、お願いします。

麴谷委員： 一点追加ですが、情報提供について、宣言だけと考えられているのか、例えば、オフセットであればラベルを作られていますか、もしカーボン・ニュートラルの基準を作り、検証するのであれば、ラベリングまでも考えられているのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

上田室長： 企業の投資価値を高めるといご指摘がありましたが、オフセットというどうしても一部の活動として、投資家から見て企業の評価が難しいのですが、法人全体としてカーボン・ニュートラルの認証を受けているかどうかとなると分かり易くなり、オフセット全体の投資判断を良い方にもっていくのではないかと、その点分かり易くという意味でラベルについてはポジティブに考えています。企業が色々な所にラベルを付けていただけるようになるかと思えます。今もラベルを作っており、商品に付けるのは良いが、会社全体がとっているようにはだめですよという制約がある。法人全体でしたらそのような制約がなくなり、より使い易くなるのではないかと思えます。

新美座長： 資料4に関しての非常に熱心なご議論をいただきましたが、ここで次の議題「その他」に移りたいと思えます。事務局より、お願いします。

議題4. その他

上田室長： 報告事項でございますが、この中でご議論いただくと同時に、より多くの方々のご意見を聞いていく必要性もあり、アンケートや意見を聞きたいと考えています。その一つの方法として、カーボン・オフ

セットを支える体制にも含まれる JCAP や CO-Net 等にも検討課題を提示して、ご意見を伺いたいと思っています。先ほど、退席された Co-Net 推進委員長を務められている篠崎委員にも協力をお願いして、ご了解をいただきましたので、その結果についてもご報告させていただければと思います。アンケート等については、皆様からのご指摘も踏まえながら、お知恵をお借りして工夫してできる限りのことを行って参りたいと考えています。

事務局： 次回の予定については、5月25日(水)14時から17時を予定しています。場所は、追ってご案内いたします。

新美座長： 時間の超過については、ご容赦いただきたいと思います。それでは、本日の「第1回カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を終了致します。本日は有難うございました。

以上